



## タイ家族の構造（特集 家族関係）

竹内, 隆夫

---

**(Citation)**

社会学雑誌, 2:173-191

**(Issue Date)**

1985-03-01

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCD0I)**

<https://doi.org/10.24546/81010719>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010719>



# タイ家族の構造

竹 内 隆 夫

## 一 問題の所在

タイの家族をみる場合、まず第一に、それが世帯としてとりあげられていることが指摘できる<sup>1)</sup>。そして、世帯家族内部の親族構成(家族形態)をみると、核家族を理想型とした<sup>2)</sup>り、あるいは、統計的にみた時、現象形態としての核家族の優位性が指摘されている<sup>3)</sup>。

もちろん、量的優位性がこの本質をついている場合もありうる。したがって、タイ家族に常に見られる現象形態としての直系家族の存在も、家族周期の一段階と、出生児数、居住状況の問題、相続、扶養とのかかわりでみた時、当然その存在が時間的(周期的)制約の中でおこりうるものといえるだろう。

さらに、タイ家族のあるべき姿、あるいは数多く存在する具体的形態を核家族とするならば、現象形態としての直

系家族も、世代をこえての存続(=系統性)は、存在条件の制約が世代をこえて連続しない限り困難になる。そして、血縁・姻縁の拡がりの中からあらわれる親族組織も双方的(Dilateral)傾向が卓越し、単系的(unilineal)な親族組織(出自集団)の存在は、これまた困難である。したがってタイの親族は、双方的性格をもつとされることになる。

たしかに、これらの事実も、タイの家族の存在形態の特徴を示しているものである。しかし、そのことが、タイの家族の構造的性質と即結びつくかという点、いくつかの疑問点が未解決のまま取残されている。

まず、その第一が、従来考えられているタイ家族の特徴と、多くの研究者が指摘している「屋敷地共住集団<sup>4)</sup>」との関係をどう考えるのかという点である。もちろん、ある屋敷地内に共住している個別世帯の形態や諸機能については詳しくとりあげられてきた。それらの世帯家族の特徴をみれば、前述のものと一致する点が多いことは確かである。

しかし、ここで問題となるのは、タイの諸地方に存在する家族のこのような存在形態のいみじくも名付けられた「屋敷地」共住集團の、その屋敷地と家族との関わり方、とくに居住のしかたと、屋敷地の意味とその相続のしかたとの関連の分析が看過されているとみられることである。とりわけ、水野浩一氏がこの種の家族集團を形成する傾向が、タイの家族には潜在的に存在しているといわれるように、この家族形態の分析は、タイの家族を考える上で、きわめて重要である。ただ、注意しなければならぬのは、屋敷地共住「集團」の「集團」という名称に気をとられるあまり、坪内良博氏の指摘される「集團性のバイアス」<sup>(6)</sup> に入らないようにする必要がある。そのためには、できる限り歴史的に遡及して、「集團」形成の過程を含めて分析する態度が重要になる。

次に、タイ家族のあるべき形態を核家族とした場合、親族組織としては双方的親族が卓越し、単系出自集團の存在は困難であると述べたのだが、ところが、これに反する事実が存在するのである。それは、主に北部にみられる母系の親族集團の存在である。また、東北部では、そのような単系の出自集團の存在は指摘されてはいないが、親族組織がいちじろしく母系に傾斜するという特徴を示している。<sup>(8)</sup> もちろん、これらの親族組織の特徴は、それぞれの地方の地帯構造と密接に結びついているとみられ、それとの関わり

りを抜きにして理解できないといえるのだが、これまで述べてきたタイの家族構造からは、これらの事実は脱落してしまい、その存在を説明しうる余地はないし、これらはたんなる周辺の存在でしかないのである。したがって、これらの事実をもくみこんでタイ家族の構造を合理的に説明しうるためには、新たなタイ家族の構造となるパラダイム（範型）の構築が必須のこととなる。そこで、本稿ではそのようなパラダイムの構築をめざし、タイの家族構造を統一的に理解しうるような視角の提示を行いたいと考える。しかし、それを行うためには、その前に、家族の構造を分析するのに必要な諸要素について、次節で今一度見直しておきたいと思う。

(1) 日本においても、家族は世帯という指標を援用してとらえられている点では共通している。ただ、ここで注意しておきたいのは、タイにおける家族を意味する語の、クローブ・クルアそのものが「住居と家計を共同にする生活集團」<sup>(7)</sup> 世帯として現れるという点である（水野浩一「家族・親族集團の国際比較——タイ国と日本——」、『社会学評論』第二六卷第三号、一九七六年、九二頁）。したがって、日本と比べると家族と世帯の区別がタイでは本質的につけにくい構造をもつといえる。その意味で、家族という親族集團を規定する集團性（＝成員権の規定）の外枠は、相対的に弱くなるといえる。

(2) Sharp, Launston. et al., 1953. *Samese Rice Village*.

p.78. Cornell Research Centre. Smith, Harold E. 1973.

The Thai Family: Nuclear or Extended. *Journal of Marriage and The Family*, February, p.136

(3) 統計的にみた家族形態の比率の例として、Potter, Jack M. 1976. *Thai Peasant Social Structure*, p.153. The University of Chicago Press. 清水由文「中部タイ農村における家族構造の一考察」、『梅花短期大学研究紀要』第三十二号、一九八四年、一三四頁、を参照された。

(4) 水野浩一氏の用語に従った。その具体的な存在形態は、子供夫婦が親の屋敷地内あるいは隣接して居を構えるものを指す(水野浩一、前掲論文、九五—九六頁)。同様の指摘は以下にもみられる。水野氏の事例は東北地方のものだが、同じ東北には、他に、「Compound」、Tambiah, S. J., 1970, *Buddism and the Spirit Cuts in North-east Thailand*, pp. 12

—14. Cambridge University Press. 「Uxor: Parentilocal extended families」、Keyes, Charles F., 1975. Kin Groups in a Thai Lao Community. In *Change and Persistence in Thai Society*, edited by G. W. Skinner and A. T. Kirsch, p. 287. Cornell University Press. 水野浩一、中部タイ「household」、Kaufman, Howard K., 1960. *Bangkok: A Community Study in Thailand*, p. 21. Charles E. Tuttle co. «a-cluster of households», Hanks, Lucien M., 1972. *Rice and Man: Agricultural Ecology in Southeast Asia*, p. 89. Aldine. 水野浩一、北部タイ「matrilocal extended family」、Potter, J. W. op.cit. pp. 157-158. とかわれる。これらはすべて同様の内容をなしているものである。

(5) 水野浩一、前掲論文、九六頁。

(6) 坪内良博「タイ農村研究への視角」、『東南アジア研究』一八巻二号、一九八〇年、一八〇—一八一頁。

(7) 名称は異なるが、「Matrilineage」、Potter, J. M. op. cit., 「Matrilineal Descent Groups」、Turton, Andrew, 1972, *Matrilineal Descent Groups and Spirit Cuts of the Thai Ynan in Northern Thailand*. *Journal of the Siam Society*, Vol. 60 No. 2. 「matriclans」、Davis, Richard, 1973, *Muang Matrifocality*, *Journal of the Siam Society*, Vol. 61. として示されている。

(8) 「matrilineally-skewed kin group」、 「matrilineal extended family」、Keyes, C. F. 1976. In *Search of Land: Village Formation in the Central Chi River Valley, Northeastern Thailand*, Contributions to Asian Studies, Vol. ix

## 二 家族構造の検討

タイの家族構造の分析を行うのに必要な諸要素として、(一)その現実形態を示す要因、(二)その成立にかかわる要因、(三)その連続にかかわる要因の三つをとりあげる。そして、その具体的要素として、(一)については、(イ)家族構成、(二)については、(ロ)婚制・居住制、(三)については、(ハ)相続、(ニ)扶養の四つをあげ、これらについて、従来の諸研究の要約・検討を行いたい。

そこでまず、(イ)から順にみていくことにする。

## (1) 家族構成

前節でも触れたように、家族形態を統計的に区分した結果をみると、前節注(3)にあげたポッター・清水氏の両資料ともに、タイの南部を除いた、中部・北部・東北部とも、夫婦家族(核家族)形態のしめる比率が、最小の村で五二・九%、最大の村で七二・九%と、常に最大の値を示している。しかし、残った家族形態の比率の中で、拡大家族<sup>(1)</sup>の比率もかなりある。その中でも、直系家族の比率が高いようだ<sup>(3)</sup>。

このような量的差異から、タイ家族の特徴の一つとしての家族構成は、核家族の形態が多いとされ、量的差異が質的差異(家族の理想型)へと転化していくものとも考えられる。

したがって、このような量的、質的両面から、家族形態は、まず夫婦家族(核家族)の形態が、ついで直系家族の形態の二つが主にとり扱われる。それでは、家族構成に関して前者が優位の社会において、後者にはどのような特徴がみられるのであろうか。

水野浩一氏は、タイの直系家族(彼はシステム・ファミリーとよぶ)の特徴を、「系譜性や系統性の観念が明白でなく、直線的系列性の思考を欠く」とする<sup>(5)</sup>。そして、系統性を生じない理由として、財産分与・相続の均分制と地位継

承の観念が不明確であることの二点をあげる<sup>(6)</sup>。

ここで直系家族を成立せしめる人口学的要因(平均余命・寿命、出生児数、乳幼児死亡率等)を除いて、社会学的要因でその成立を考えるならば、まず親の定位家族と同居する子の生殖家族は、タイでは息子夫婦とよりも、娘夫婦との同居形態の方がより一般的とされる。したがって、居住のあり方と、扶養の問題がそこでは重要になるが、これは後でとりあげることにする。ここでは、同居たらしめる経済的基盤について考えたい。

タイの第一次産業従事者の比率は、一九八〇年で、七〇・%に達している。その中でも、農業従事者が圧倒的に多いものである。したがって、子の生殖家族の成立とその運営にとって、相続は大きな比重をしめてくるが(後述)、相続時期が遅れるので、その間親と同居という形をとり、直系家族形態が成立する。継承される職業観念については、「家業意識からではなく、習慣的あるいは伝統的な思考と態度から生じた結果にすぎない」のである。そのため、家産意識も生じにくい。

このように、タイの直系家族は、親の定位家族と子の生殖家族の同居をめぐって生じる居住制、両者の経済的基盤の問題(特に子の相続)、後者の前者に対する扶養という諸要因が密接にからみあって成立してくる。そして、前者と複数の子の後者との共住の中から、屋敷地共住集団も生

まれてくるのであるが、これまでのタイ家族の研究では、後者の単独世帯の独立性が強調される余り、同居にともなう直系家族の存在は明らかにしても、逆に、屋敷地共住集団とタイの家族構造とのかかわり方が、弱められる結果を生じているように思えるのである。もちろん、そのかわり方が論じられてこなかったわけではない。むしろ、機能分析として、水野氏の指摘される共働・共食面での分析が行われている。さらに、家族領域を拡大した親族領域の一つとしての家庭的な生活集団 (domestic group) の視角からも分析されているのである。この家庭的な生活集団は、血縁と姻縁の結びつきによって構造化される一地域に限定された親族集団である。<sup>(11)</sup>このように、屋敷地共住集団の分析は、現在では家族論的分析から離れ、親族論的分析の中にとらえられる傾向にある。しかし、私は、この分析視角の有効性を認めつつ、なおタイの家族構造そのものの中に、屋敷地共住集団を生み出すような要素を探り出したい、いいかえると、家族論的視角からもう一度分析しなおしたいと考えている。そのために、私は、構造―機能分析にみられる共時的な家族構造の分析の他に、農業に従事し、いわゆる伝統的な側面を多く残し持つタイ家族の通時的・潜在的なタイ家族の構造を明らかにできるのではないかと考えるのである。

#### (ロ) 婚制・居住制

##### 〈婚制〉

タイの家族は、現代アメリカの家族と構造上とても似通っているともいわれるが、婚姻のあり方は、恋愛結婚が理想あるいは慣行とされる。<sup>(12)</sup>しかし、恋愛結婚といっても、アメリカ社会のように、結婚に際し、個人の意志決定が他の何よりも卓越するやり方とは異なっている。近時まで結婚の大多数は両親によって整えられたといわれ、協定結婚の慣行の作用に依存する若者もいるといわれるように、<sup>(14)</sup>配偶者の選択にあたっては、当事者の自由が認められても、決定に際しては、当事者以外の親族、とくに両親の賛成を得ることがきわめて重要である。したがって、両親は、子供の結婚には干渉したり、不賛成の場合は、結婚も不成立になる。<sup>(15)</sup>

そして、夫婦間の財産についても、夫婦の婚前と婚後の財産は明確に区別されている。婚前の財産は、夫婦各自の所有 (別財) であり、婚後の財産については、共同財産になるが、婚前にその運営の同意を両者で行うのである。また、前者は、配偶者の一方の死により、残った配偶者へ所有権が移るのではなく、子供へと移行していく。そして、この慣行は、<sup>(16)</sup>アユタヤー期から現代にまで通じるやり方のものである。

したがって、タイの家族は、「夫婦が単位になっていることを十分認識しておくこと」<sup>(17)</sup>だといわれ、核家族形態の卓越から、夫婦が他の親族に対し独立しているかのごとき印象をうけがちになるが、これらの事実は、夫婦の各々はその背後に各々の親族（ことに両親）との結びつきが非常に強く存在していることを意味している。その背景には、村内婚の多さも深く関わっている<sup>(18)</sup>。そして、家族内の二者関係—ダイアド別に夫婦関係と親子関係、ことに母子関係の結びつきを比べた場合、母子結合の方が夫婦結合よりも結びつきが強いのである<sup>(19)</sup>。したがって、婚制から夫婦関係のあり方まで含めて検討してみると、タイの家族は、かにそれが核家族の形態をとっていたにしても、生殖家族内の夫婦の各々は、各々の定位家族との結びつきが強く保たれているし、また、生殖家族内のダイアド結合をみると親子（母子）結合が、夫婦結合に勝っているのである。

#### 〈居住制〉

婚姻のあり方は、夫婦関係のあり方を規定するだけでなく、居住のしかたも同時に密接に夫婦関係にかかわっている。

タイの婚姻後の居住制について、水野氏は、妻の両親との、そして夫の両親との同居ともに認められている意味で、選択的であるとする。しかし、東北地方では妻—母方

的居住の傾斜がみられるという<sup>(20)</sup>。たしかに、東北や北部では、この種の居住のしかたが顕著に見出される。ただ、望ましい居住のありかたは地方により差があり、中部では新居制を理想とみたり<sup>(21)</sup>、夫方居住の優位が報告されている。このように、現在では、東北・北部と中部とでは、居住制に差異がある。しかも、妻方両親と同居する場合でも、その期間は必ずしも確定した規則性があるわけでもないようである<sup>(22)</sup>。ただし、両親との同居の場合、その期間は子の続柄別に相違がみられ、末子が同居する期間は両親の死亡まで続くことが多い。

妻方居住を理想型とする北部の事例を、ポッターは次のようにまとめている。

#### 《妻方居住》

● 親の家を相続予定の末娘との婚姻の場合——妻方に永住

● 親の家を相続しない場合——一、二年妻の親と同居のち近く（しばしば同じ屋敷地内）に住む  
しかし、ある状況の下では、この理想的な居住様式は続かなくなり、夫方居住となる。

#### 《夫方居住》

● 男の側の家族が女の側よりも金持で、より高い地位を得ている場合

● 夫の両親に娘がなく、世帯内で女の役割（老親の世話、家と母系の祖先の相続）を果す人がいない場合

したがって、妻方居住を理想とする北部でも、状況次第では夫方居住も生じるのである。妻方居住が一般的に行われている東北でも、北部と同様、夫方居住が似た状況の下では生じている。<sup>(25)</sup>

そして、歴史的に居住慣行をみた場合、アユタヤ一期からラタナコーシン初期では、婚姻法における婚姻関係の規定から、妻方居住が伝統的慣行であるとされる。この居住慣行と相まって、夫の家出・棄妻は離婚原因となっても、妻のそれは離婚原因とは認められなかったのである。<sup>(26)</sup>したがって、歴史的には、中部でも妻方居住慣行の強かったことが知られるし、この傾向はタイの居住制の基層をなすとみても誤りではなからう。

この居住制と姉妹の順次の婚姻により、両親との同居をへたのち、同じ屋敷地内への順次の別居（土地に余裕のない時には、近隣に居住）をくり返すことになる。そして、この間に相続の問題が深く関わるのだが、婚制・居住制の面からみた時は、いわゆる屋敷地共住集団の形成となる。これがさらに世代的に連続して経過していき、祖霊崇拜の要素が加味されると、ポッターのいう北部の母系リネージ（matrilineage）の出現ということにもなるのである。<sup>(27)</sup>

#### (ハ) 相続

第一次産業、とりわけ農業従事者が圧倒的に多いタイでは、子の世代が農業を営むために必要な田畑をどのようにして取得するかということは、きわめて重大な関心事である。もっとも基本的な取得方法としては、両親の所有している土地を相続することであろう。

タイの相続は、性にかかわらずに子供が両親の土地を平等に分配される均分相続制である。しかし、相続の時期は子供の社会的独立期＝結婚と必ずしも一致しない。それは両親の死亡や、働けなくなり隠居する頃、あるいは、親の一方の死などにより分けるとされるように、両親の土地支配力は強く、子供に婚後比較的早くから経営権は貸与しても、所有権を分与せず、それにより子供夫婦を統制する場合もある。<sup>(28)</sup>

また、均分制が原則といっても、地域や統柄により偏差がみられる。たとえば、北部や東北部では、前述の婚制・居住制とも相まって、男は婚出するのが原則であるから、不動産は相続せずに権利を放棄し、婚姻時に動産を与えられることが多い。<sup>(30)</sup>したがって、娘間で土地の均分になることが多いのだが、娘間でも婚後村に留まるか否かで分け前に差が生じ、前者ほど多くなる。さらに、両親は隠居時に分与をする際、自分達の保留分を残し、それは両親と同居する

末娘に最終的には与えられるため、姉達よりも取分が多くなる<sup>(31)</sup>。もちろん、娘がいない時は、末息子<sup>(32)</sup>がこれにかわる。田畑は、このように両親との同居期間の多寡で取分に差が生じるが、屋敷地は、そこに居住する姉妹間できれいに均分されることが多い。

したがって、相続は子供間での均分制が原則といっても個々の子供はあくまで両親の土地に対する潜在的な権利をもつに留まり、その権利の具現化（活性化）は、婚姻後の両親との居住のありかたに大きくかわってくるのである<sup>(33)</sup>。屋敷地共住集団内の共働の機能も、子供夫婦が両親の老後や死後、農地を相続することが前提になっているという。したがって、その共働は、親の側の土地の統制と、子供の側に分与への期待とが重なって出現しているとみることもできよう。

このように、相続は均分制が原則とはいえ、地方による婚制・居住制の規範の差異と相まって、地方毎に具体的な発現形態を示してくる。そして、それは家族のありかたを規制することになり、屋敷地共住集団も、この二つの要因と密接に結びついて形成されるものである。

## (二) 扶養

親の扶養については、子供（しばしば末娘）が両親と同居<sup>(34)</sup>、面倒をみるが、特定の子供を義務づけてはいない<sup>(34)</sup>と

される。しかし、老親と末子との同居は広くみうけられることである。ただ、居住制から、北部や東北では、親の扶養は女性となることが原則である。普通は年齢順に行われる婚姻の順番により、姉が先に結婚して親と同居する。そして、次妹の結婚時に、二夫婦が同じ屋根の下にいるのは摩擦を生じさせると考えられているため<sup>(35)</sup>、姉夫婦は別居して、次妹夫婦が親と同居する。この繰返しにより、結果として末娘が親と同居することになる。このことが世代ごとに繰返されれば、当然親の扶養者の続柄は規範化されてくる。たとえば、北部の人々の願望に、両親の家と屋敷地をそのままに維持し、それを末娘へ渡すことがあり、また東北では、末娘が親の世帯から他出しないことを期待されていることなどはその一例であろう<sup>(36)</sup>。

したがって、老親の世話は末娘がみることとなり、その世話の報酬として、親の保留分の土地と家とを相続することになって、他の姉達よりも相続が多いという結果になる。そこで、この家屋に関しては末子相続<sup>(37)</sup>という見方も生まれてくるのである。

(1) マードックの家族の形態分類によるExtended Family（拡

大家族）には、Stem Family（直系家族）とJoint Family

（合同家族）の両形態が含まれているが(Murdock, G.P. 1949,

Social Structure, p2, The Free Press.) 二つでの拡大家族

は、ポッター、清水両氏ともに直系家族を重視している。しかし、ポッターの場合、Extended-Stem Familyとして分類される中に、おそらくJoint Family型の比率も含まれているのだろうが、のべられる中味はStem Familyに偏っている(Potter, J.M. op.cit. P.151)。したがって、両資料ともに直系家族の比率は、事例によつてはいささか割引いて考へる場合もあるように思われる。

(2) スミスによれば、九一〇の村落家族の事例の結論によつて、その約三分の一に拡大家族が見出されたという(Smith, H.E. op.cit. p.136)。

(3) 水野浩一「タイ人の家族と宗教」、『アジア文化』一一一—四、一九七五年、三七頁。

(4) 友杉孝「チャオプラヤー・デルタの稲作と社会」、石井米雄編『タイ国——ひとつの稲作社会——』、創文社、一九七五年、九五頁。

(5) 水野浩一、前掲論文、三九頁。同「家族・親族集団の国際比較」、九四頁。

(6) 水野浩一「タイ人の家族と宗教」、三八—三九頁。

(7) 水野浩一、前掲論文、三七頁。

(8) 総理府統計局編『国際統計要覧』一九八三年版、大蔵省印刷局、一九八三年、三六頁より作成。

(9) 水野浩一、前掲論文、三九頁。

(10) 水野浩一「家族の周期と村落構造」、『ソシオロジ』一七一—二〇二、一九七一年、二〇〇頁。

(11) 水野浩一「家族・親族集団の国際比較」、九一頁。Keyes, C.F. 1975. Kin Groups in a Thai-Lao Community. In *Change and Persistence in Thai Society*, edited by G. W.

Skinner and A.T. Kirsch. pp. 275—276. Cornell University Press.

(12) Sharp, et al. op. cit. p. 77.

(13) Potter, J.M. op. cit. p. 103. Potter, Sulamith, H. 1977. *Family Life in a Northern Thai Village*, p. 101. University of California Press.

(14) Kautman, H.K. op. cit. p. 151. Smith, H.E. op. cit. p. 139. Potter, S.H. op.cit. p. 109. Potter, J.M. op. cit. p. 103. Smith H.E. 1978. The Thai Rural Family. In *The Family in Asia*, edited by M.S. Das and P.D. Bards. pp. 27—29, George Allen & Urwin

配偶者選択の過程に「いわゆるおはいの形式があるため、女性の方が男性よりも両親の制約がより強くなる傾向にある。Potter, J.M. op. cit. P.132. 赤木攻「タイ社会における妻の地位——婚姻の解消について——」、『大阪外国語大学学報』第二九号、一九七三年。Adul Wichencharoen and Luang Chamroon Neutsastra, 1968. Some Main Features of Modernization of Ancient Family Law in Thailand. In. *Family Law And Customary Law in Asia: A Contemporary Legal Perspective*, edited by D.C. Buxbaum, p. 102, Martinus Nijhoff.

(17) 水野浩一「タイ人の家族と宗教」、四〇頁。

(18) たとえば、北部チェンマイ県の村では、過去数十年間の男の七九%、女の八六%が村内婚であったという(Potter, J.M. op. cit. p. 121)。東北のマハーサーラーカム県の村では、三分二弱を占める村内婚が婚姻の理想型である(Keyes, C.F. op. cit. p. 278)。<sup>2)</sup>中部のバン・チャンでも、大多数が同様の婚姻でも

9 (Sharp, et al. op.cit. p. 80.)

- (19) Muecke, Marjorie A., 1983, 'Thai Conjugal Family Relationships and the Hsu Hypothesis', *Journal of the Siam Society*, 71, pp. 32-34.

夫婦結合の弱さの例として、夫の婚姻外性関係の許容と、他の妻をもつ機会の存在、そして最初の妻の遺棄のおそれもあげられている。

- (20) 水野浩一、前掲論文、三七—三八頁。  
(21) Sharp, et al. op. cit. p. 78.  
(22) 清水由文、前掲論文、一五〇頁。  
(23) Davis, R. op. cit. p. 53.  
(24) Potter, J.M. op. cit. pp. 118-119.  
(25) Keyes, C.F. op. cit. pp. 282-284.  
(26) 赤木攻、前掲論文、二八二—二八五頁。  
(27) Potter, J.M. op. cit. p. 141.  
(28) Potter, J.M. op. cit. pp. 127-128. 水野浩一「農地所有と家族の諸形態」、『東南アジア研究』三一—一九六五年、三四頁。  
(29) 水野浩一「東北タイの村落組織」、『東南アジア研究』六一—一九六九年、二六頁。  
(30) Potter, J.M. op. cit. p. 129. 水野浩一「農地所有と家族の諸形態」、『三四頁。同「タイ人の家族と宗教」、『三八—三九頁。  
(31) 水野浩一「農地所有と家族の諸形態」、『三四頁。  
(32) Keyes, C.F. op. cit. p. 289.  
(33) 水野浩一「家族の周期と村落構造」、『二二—二頁。  
(34) 水野浩一「タイ人の家族と宗教」、『三九頁。  
(35) Keyes, C.F. op. cit. pp. 284-285.

(36) Potter, J.M. op. cit. p. 133. Keyes, C.F. op. cit. p. 283.

(37) Kaufman, H.K. op. cit. p. 22.

### 三 村落構造との関連

前節でみた家族構造を規定する諸要素は、一定の地域社会ニむら(ムー・バーン)において、具体的な家族像として発現されている。したがって、村落構造と家族構造とは密接な関連をもっていることになるし、私が本稿でめざしているタイの家族構造の範型を明らかにしようとする試みは、同時に村落の歴史的な形態を明らかにしないことには成り立たないことになる。

そこで、まず最初に、村落と家族との関わりをみることにする。

水野氏は村を、「なによりも生活の共同組織であるとみなすほうがより実状に即している。その場合、その基礎にあるものは親族組織である」とされる<sup>(1)</sup>。そして、親族集団としては、屋敷地共住集団を最も重要視され、氏の調査された東北地方コーンケン県ドーン・デーキング村のことを「この村の社会構造は『屋敷地共住集団』型といってもいいし、また家族の周期そのものが村落の構造を示しているといってもよい」といわれる<sup>(2)</sup>。さらに、屋敷地共住集団と村とのかわりを「少なくとも、タイ村落社会の原型の一

つを代表し、他の村はその変種ないし変化として把握しう  
る可能性が高いように思われる」とされるのである。

すなわち、この説明から、屋敷地を媒介として、その内  
部の家族・親族と、外部の村落（ムー・バーン）とが結節  
されることがわかる。したがって、屋敷地のもつ意味は、  
きわめて重要になるが、その分析については、比較的軽視  
されてきたように思う。たとえば、ドーン・デーン・グ村の  
屋敷地についてみると次のようである。村内の居住地の境  
界は一目瞭然であり、屋敷地は、○・二五〜一ライ（一ラ  
イは○・一六ヘクタール）の規模の広さを持ち、木柵で他  
と区別されている。その内部には、高床式の家屋と穀倉が  
建てられている。そして、全体の九〇%の世帯が屋敷地  
を所有し、非所有の世帯は、わずかに九%にすぎないので  
ある。北部や東北部の村では、屋敷地が他と明瞭に柵や垣  
根などで区別され、所有の単位となっているのは、よく見  
かけるところである。

ところで、この村落（ムー・バーン）は、法的、歴史的  
にはどのようにして成立してきたものであろうか。赤木氏  
はそれを次のように説明されている。

一九世紀後半に行政領域の最小単位として「ムー・バ  
ーン」は発足した。そしてそれは法的には、十名の「チ  
ャオ・バーン（バーンの長）」または住民約一〇〇人  
から構成されると規定されている。へチャオ・バーン

は「バーン」の管理者（所有者、借用者）である。そ  
して「バーン」とは、「所有者が存在する独立した境  
界地に所在する一戸あるいは数戸の家屋。または独立  
した所有者あるいは管理者の存在する常駐の浮屋ある  
いは乾物売船」のことをいう。この「バーン」こそが  
旧制度下の村落の最小単位であり、タイにおける自然  
村の祖型である。

引用が長くなったが、村落を分析する場合、「バーン」  
がきわめて重要な意味をもつことが指摘されており、この  
「バーン」を村落分析の範型（パラダイム）とされるので  
ある。分析枠としての「バーン」は、まずその外枠として  
「ある独立した空間に成立」し、「明白な境界を持つ。通  
常その境界はヘルア（柵）」により明示されるが、たとえ可  
視物により明示されなくとも「へチャオ・バーン（村民）」  
には規範としての境界が存在した」と規定されている。柵  
の破壊者などには罰則が定められていることから、「バー  
ン」は、村落内の人々の明確な所有単位なのである。そし  
て、その内枠の構成は、「原初的には、親子、兄弟あるいは  
その他の親族が一定の独立した空間に住居を別にしながら  
も、隣接居住し密接な日常的関係を保ち生活している集  
団」とされ、両者を統合して「バーン」を、「主として親  
族関係で結ばれている者がある独立した空間に隣接居住す  
るところから生ずる生活共同集団」と規定されている。こ

の「ヘバーン」の機能には、防衛、共同労働、社会化の三つがあげられる。

「ヘバーン」内部の家族のありかたについては、赤木氏は言及されていないが、このタイ村落を分析する範型としての「ヘバーン」を具体的存在形態にあてはめたものが、屋敷地共住集団にあたると思われる。

したがって、範型としての「バーン」＝屋敷地共住集団として指定した時、村とのかかわりをみようとするとする場合は、村の初期の開発状況をみる必要が生じる。

水野氏の調査村もそこに含まれる、東北地方チー川の流域の開発の歴史は新しく、最も古くて一八世紀後半、最も新しいと一九世紀半ばになるといふ。<sup>6</sup> ドーン・デーング村はそれよりも新しく、一九世紀末に開発が始まっている。一九世紀チー川中部峡谷では、一国の版図から他への移動は難しいが、無主地を自分のものにするのは難しくはなかったといふ。<sup>7</sup> つまり、まだそれだけ広大な無主地が存在していたわけである。そして、移住者は、次のようにして開拓していったと想像されている。<sup>8</sup>

最初の耕作者は、現在の陸稲型の焼畑栽培民のようにまず森林を焼き払ったであろう。そして、その上に稲の種子を蒔いたであろう。

この移住者＝開拓者は、近親の数家族ごとに集団を作っていたとみられ、チー川中部では、母系の大家族(matri-

neal extended family)の労力で開墾されたといふ。<sup>10</sup>

まず狭い範囲の土地を切り開いて、家を建てることから始めたが、家屋敷は個人とその家族の固有の財産部分の権利として確立しており、私有された。つまり、ここでも祖型としての「バーン」がまず確立されているのである。そして、土地は母系の大家族によって構成される親族集団によって所有されているとみなされている。親族集団によって、いわば総有的意味をもつと考えられるのである。<sup>12</sup> それと同じく、屋敷地もまた、婚制・居住制に基づいて婚出しないきょうだいが、その中に別世帯を構成して共住する点からみて、それらきょうだい間の共同所有の土地の意味が強いものとみられる。

土地が不足してくると、未耕地を求めて複数の家族ごとに母村を出、母村の近くに衛星村(分村)を作るといふ型で新しい村が誕生し、成長していくのである。これはチー川流域では、二十世紀初頭までみられたといふ。<sup>13</sup> フレーザーは、このような広い土地の存在と希薄な人口との関係の中に、末子相続制が生じたり広まったりする必要条件があるとみている。<sup>14</sup>

こうして村の形成とその形成主体との関係が次のように明らかになる。すなわち、熱帯雨林や叢林のジャングルに覆われていた土地を、焼畑的農法で徐々に開いていった初期の開拓者たちは、近親者で構成されており、まず自分た

ち家族の屋敷地を確立して所有した。そして、土地所有のありかたとその世代的継承（相続）のしかた、家族の世代的連続を規定する所との文化的様式とが、この時期の家族の存在様式を規定し、さらに、村の継時的発展の過程で、初期の家族構造が以後の家族の具体像をみる上での祖型<sup>II</sup> 範型となったと考えるのである。

その家族とはどのような構造を示していたのであろうか。それを次節で考えてみたい。

- (1) 水野浩一「稲作農村の社会組織」、石井米雄編、前掲書、六二頁。
- (2) 水野浩一「家族の周期と村落構造」、二三〇頁。
- (3) 水野浩一、前掲論文、二二〇頁。
- (4) 水野浩一「農地所有と家族の諸形態」、一七一—一八頁。
- (5) 赤木攻「タイ村落における権威基盤試論——ヘバーンをめぐって——」、大阪外国語大学アジア研究会『現代アジア政治における地域と民衆』、一九八三年、一四七—一五一頁。
- (6) Keyes, C.F. 1976. op. cit. p.45.
- (7) Keyes, C.F. 1976. op. cit. p. 60.
- (8) 服部共生・久馬一剛「土壌と稲作」、石井米雄編、前掲書、二四六—二四七頁。
- (9) 水野浩一「稲作農村の社会組織」、五五頁。Sharp, Lamin and Hanks, Lucien M., 1978, *Bang Chan: Social History of a Rural Community in Thailand*, p.85 Cornell University Press.

- (10) Keyes, C.F. 1976. op. cit. p.52.
- (11) 水野浩一、前掲論文、五五頁。Keyes, C.F. 1976. op. cit. p.52.
- (12) Keyes, C.F. 1976. op. cit. pp. 52—53.
- (13) Keyes, C.F. 1976. op. cit. p.52, P.54.
- (14) Frazer, J.G. *Folklore in the Old Testament*. 江河徹他訳『旧約聖書のフォークロア』、太陽社、一九七六年、二五九頁。

#### 四 範型としての合同家族

タイの家族について、その特徴を今一度振り返ると、それは個人を中心に眺められるので、範囲は人によって少しずつずれ、無定形で、非永続的で、一代限りの存在であり、個人を超越した集団としてではなく、現に生存する親子、夫婦、兄弟姉妹などの「二人関係」の累積体として認識されているにすぎない<sup>(1)</sup>、とされる。具体的な家族形態としては、核家族や直系家族が存在するが、後者は系譜や系統性の觀念が明白でなく、直線的系列性を欠く特徴がみられる。そのため、タイの親族構成は、深度の浅い、夫婦と未婚の子女から構成される親族核(kinship core)の「放射状的拡大(radial extension)として把握され、親族体系は双系的で、単系の原理を欠くとされている<sup>(2)</sup>。

このように二人関係の累積体として認識されるにすぎない

い家族の統合（屋敷地共住集団）は、親子の血縁的・情緒的関係を基軸としながら、共同耕作という生活内容を契機として確立される<sup>(3)</sup>。

この屋敷地共住集団には、共作・共食という生産と消費の共同（後者は、原則的には各世帯間に個別化している）がみられ、その共同にもなう協力関係に基づく共同感情が存在し、親の世帯と子供たちの世帯とが、この共同感情に支えられて存続するとされる<sup>(4)</sup>。そして、この集団内の各世帯には、もとの家族の中にもみられた二人関係の累積体にも包みこまれている「間柄の論理」が外延として存在しているのである。

たしかに、二人関係という結びつきの比較的弱い関係が共同生産・共同消費という相互作用によって結合が強化され、構成員間に共同の感情を分有するという構造を作り出しているということは理解しやすい。しかし、親子間において強く出現するタイの相続にみられる均分制という様式が、このような家族に内在する単なる間柄の論理で存続し続けることが可能かどうか。そこには疑問が残る。

同様のことは、屋敷地共住集団の中にみられる均分制、いいかえれば、子供達の間で共同所有制を、家庭的な生活集団(domestic group)という血縁と姻縁を含んだ双方的(bilateral)な親族集団という形で、家族よりもさらに大きい単位の視角から説明しうるかどうか。そして、屋敷地共住集

団は、家族周期のある段階において出現し、発展し、消滅するという家族周期論的見方だけではなく、タイの親族組織の中に他の説明論理があるか、あるいはタイの家族そのものの中にこのような形態を出現させる論理が内包されているのではないかという疑問も残るのである。

したがって、このような疑問を明らかにしようとするならば、タイの家族構造を他の論理で合理的に説明しうるような家族構造（その特徴については、すでに二節でみた）、新しい家族構造もそれらを当然構造的な要素として組みこみでいる必要がある）を提示する必要がある。

ところで、このようないわば新しい家族パラダイムの提示は、すでにポッターが試みている。彼は、それを拡大直系家族(extended-stem family)としている。タイ人はこの家族こそ、あるべき姿と信じているというのである<sup>(5)</sup>。しかしポッターのこの家族は、具体的な現象形態としての家族として、姉夫婦の形成する核家族と、末娘と両親の形成する直系家族とに分かれてしまい、しかも後者の形態に重点がおかれているようである。これらが統合されている彼のmatrilocal extended familyを家族の一つの姿とみなしているわけではない。したがって、親族のあり様は、双方的親族(bilateral kinship)中心になってしまい、彼の親族論からは、彼のいう北部のmatrilineageの形成が論理的にすんなり説明されにくくなる。

しかし、ポッターの視点は重要である。まず家族を説明して、それを親族に拡大していき、両者を統合する論理を前者の中に見出そうとする視点だからである。

それならば、どのような家族をタイイファミリーとみなすのか。私はそれを合同家族(joint family)と考えたい。

とくに、婚制・居住制を、カイズのいうように所与の文化的期待とみても、それに基づいて新たに形成された家族を、二者関係中心に分析していく限りでは、婚制・居住制により限定つきとはいえず、北部や東北部に顕著に見られる娘間の均分相続の原理がでてこないのである。そして、核家族パラダイムからは、制約つきの直系家族までは出現しうるが、それをこえたより大きな屋敷地共住集団の存在は困難である。両者を統合しうる家族構造を構築する必要から、その視角を提示したいと考えるのである。

それでは、合同家族とはどのように考えればよい家族なのか。それを次にみることにする。

ウィートンは、合同世帯の体系は、農民社会にはごく普通にあるというが、まずその構成をみると、次のような規定がみられる。

二人もしくはそれ以上の系譜的に関係のある同性の近親者 kins folk、彼らの配偶者と子孫が、一つの家屋敷 homestead を占め、合同して同じ権威もしくは一人の長の支配下にある。

あるいは、

「親族あるいは婚姻によって結びついた二つあるいはそれ以上の夫婦家族単位を含むドメスティックグループのすべての形態から成り立っている。その単位は、単純(核家族)あるいは拡大(家族)でありうるし、そして、縦(の世代)と横(の世代)に配列されうる」  
へ( )内は引用者。そして、横の世代で合同した夫婦家族単位は、共住の既婚のきょうだいの両親を含む型と含まない型の二つである。

また、レヴィー・ストロースは次のように規定している。

「夫婦中心(conjugal)というよりは、家計中心(domestic)といった方がよいような型の家族であつて、土地や家屋敷の所有権、保護者としての権力、さらに経済的な主導権が最年長者またはその息子たちの協力によって行使される」(傍点は著者)。そして、その家族の内部は、「年老いた兄弟たちとその妻たち、結婚した息子たちとその妻たち、未婚の娘たち、そして孫や曾孫により構成されていた」。

さらに、ラングは中国の合同家族を次のようにのべる。

「両親・その未婚の子供・その既婚の子供たち(一人以上)と息子たちの妻子によって構成される」。

これらの規定からは、合同家族の構成面での特徴、すなわち、親子結合の強調と、居住面で、複数の既婚子とその

家族の共住という共通性がみられる。しかし、インドの合同家族の研究を行ったマダンは、このような見解をとらない。彼は次のようにいう。<sup>13</sup>

合同家族とは、共有財産権（と義務）の所有者であることを唯一の対象とするものとして使われるべきである。家族集団の構成のいかなる特異な型も、合同家族とよばれる本質的な基準とみなされるべきではない。

中根千枝氏は、インドでの合同家族に用いられる joint の意味を、「家族形態の表現というよりは、もともと財産共有の法的な概念として使用された用語であった」といい、それは「父系血縁につながる2人以上の成人男子が共通の家族の財産に対して合同した所有権をもつという意味」だとされる。<sup>14</sup>したがって、インドの場合では、家族形態は原則的には重視されないことになるが、やはり定位家族成員（兄弟間）の結婚後も合同居住することが、理想的な生活形態となっている。<sup>15</sup>

次に、家族の連続性についてみると、合同家族は、持続期間が世代的に長続きせず、きょうだいで構成される間まじしか続かないという特徴がある。<sup>16</sup>

以上の合同家族についての諸規定から、ここでは、その構造的特徴として以下の諸点を指摘したい。

- 一、複数の既婚の低位の家族単位を含む。
- 二、それぞれの低位の家族単位は、核家族もしくは直

系家族の形態をとり、それらが個別の消費生活の単位Ⅱ世帯を構成していたにしても、

(イ) それらが一人の家長の下に、きょうだい関係を基礎にして結合し、

(ロ) 共有財産を所有して、

(ハ) 一つの屋敷地の中で合同して居住するような家族形態。

三、その持続期間は不安定で、主に親子関係があるいはきょうだい関係が持続する間まで。

タイの家族の範型を、このような家族構造として考えてみたらどうであろうか。タイ人の通念に、「家族とは親子供で構成されている」といわれる点も、それがただちに核家族を意味するとみるのはきわめて危険だと水野氏はいうが、この通念は、合同家族の通念とも解釈できる。

ウィートンは、合同家族の結成を労働力の調達のしかたと重ねて考えている。それによると、労働力は賃銀労働者からよりも親族からに求められ、それが必要とされる経済的行為を、様々な農業経営と、未開地を開きついで共同労働が、建築し、開墾し、防衛する共同労働集団に価値をおくような場合としている。<sup>18</sup>

このような状況は、タイの村落の形成時の状況と似通っている。私は、村の開発状況と家族の構造の決定とは、不即不離のものとしてとらえ、その時の家族の規範が、顕在

的・潜在的に現在にまで影響を及ぼしているのではないかと考えている。産業の基盤が変化しなければよいにその傾向が強く残ろう。

それでは、その状況は理念的にどのように構成できうるだろう。

その前提として、私は、所与の文化様式としてのタイの居住制を、妻方居住とし、合同家族のきょうだい関係は、姉妹の関係を中心とするとしておく。

広大な無主地が存在し、比較的自由に入植ができた頃、新しく開拓を始めた一つの家族あるいは親族集団は、その開いた土地で生産の共同を行い、土地は集団で総有していたと考えられる。しかし、この頃は耕地が安定せず、焼畑的農耕と熱帯のスコールによる表土の流出などのため、生産力は低く、生活も不安定なものであっただろう。しかし安定住と労働力の一定の土地に対する投下とその蓄積によりあるいは農法や品種の改良などの結果、次第に生産力が上昇していったとみられる。それにともない、農業生産も個別家族がその中心になっていった。この段階でも、前段階における土地所有の総有觀念が形をかえて持続したとみられる。すなわち、土地の所有形態は、両親と娘のきょうだい間を中心とする合同家族員間の共有に変化したと考えられる。そして、生産労働における家族成員の共働が、土地の共有觀念をさらに補強したものであろう。このような合

同家族の所有に関する規範が、家族財産（とくに土地）に対する共有意識を生み、現実には均分相続を維持せしめていたのであろう。また、親族間で土地を総有していた段階で、すでに屋敷地は個別家族の所有であつたろう。そこには、子世代の姉妹が合同居住し、ついで分割・私有したと思われる。

このように合同家族は、成員間で財産が均分されるのが原則なので、まともりの要となる家長（親）の死により、その存続はとぎれがちになり、子の世帯は分裂しやすくなる。しかし、人々の価値意識に、財産共有の觀念が存続する限り、かりに合同家族が分裂しても、子の世代の個別家族の世帯は、周期的変化の中で、また合同家族の姿をとることになろう。屋敷地共住集団が、タイの親族組織に潜在するのも、このようなタイの家族の論理が、すなわち、合同家族であるべきだと家族規範が存在しているからではないかと思うのである。

ポッターが、土地の貸借は、双系の親類 *bilateral kindred* 優先で、売買は、親類 *kindred member* 優先というのも、この共有觀念の形をかえた表われ方とみることもできよう。親族論的には、合同家族内の下位の個別家族（姉妹間）とのかかわりで見れば、扶養のありかたから、末娘の家族においては直系家族形態をとるが、他の姉の個別家族は、核家族となる。そして、それらの下位家族は、合同家族内

で経営権の移譲により独自の経営が行われて独立度が高まれば、次第に夫と妻を中心とした親族のつきあいが強まろう。合同家族が分裂した後は、この夫と妻の第一次的な親族との関係が中心となり、したがって双方性(jilateral)の性格が優越する。しかし、婚制・居住制との関連から、地域内では妻方に傾斜することになる。ただ、二世以上以上わたる系統的な結びつきは、合同家族の性質上生じにくい。

したがって、北部のような母系の出自集団が存在するためには、二世以上以上一定の系列を系統付けて結合させる別の要素が必要になる。その要素としては、祖先崇拜があげられる。北タイでは、祖霊の継承という要素が、単系(母系)出自集団の存在と存続の重要な要素となつてゐる。もちろん、母系となるのは、親族が妻方に傾斜していることと密接に関連している。東北タイでも、祖霊は存在している<sup>(21)</sup>。ただ、その働きは、北タイと比べるときわめて弱く、母系親族を系統的に蝟集させ、世代的に連続させるだけの機能をもちえていない。これを北部の祖霊信仰と比べて、その退化とする見方もあるが、私は、東北タイの村の歴史の新しい、天水依存の農業の不安定さ(いわゆる「貧しい東北」)による、個別農家の蓄積の低さからみて、母系の親族を系統的に集団化させ、世代的に継承させるだけの信仰形態に発展させえないでいるとみておく。

このように、タイの家族を、合同家族とその内部規範の

展開という形でとらえることにより、第一節で述べたタイ家族の構造から脱け落ちる部分をも統一的にくみこんだ解釈ができるように思う。したがって、今後、社会経済史的あるいは社会史的なタイ家族の研究のさらなる拡充は強く望まれることだが、現在考えられる村落形成の初源的形態と、家族形成との相互関連性からみて、新しいタイの家族の範型を合同家族として解釈することを提示したい。

- (1) 水野浩一「家族・親族集団の国際比較」、九六一—九七頁。
- (2) 水野浩一、前掲論文、九四—九五頁。
- (3) 水野浩一、前掲論文、一〇三頁。
- (4) 水野浩一、前掲論文、一〇四頁。
- (5) Potter, J.M. op. cit. pp. 151—152.
- (6) Potter, J.M. op. cit. pp. 158—162.
- (7) Keyes, C.F. 1976. op. cit. p. 53.
- (8) Wheaton, Robert. 1975. Family and Kinship in Western Europe: The Problem of the Joint Family Household. Journal of Interdisciplinary History, Vol. 4, No.4, p.614.
- (9) A Committee of the Royal Anthropological Institution of Great Britain and Ireland. 1951. Notes and Queries on Anthropology. 6th ed. p. 72. Routledge and Kegan Paul.
- (10) Laslett, Peter. 1972. Introduction: The history of the family. In *Household and family in past time*, edited by Laslett, P. and Wall, R. p. 30. Cambridge University Press. なお「ジョイントファミリー」Multiple family household として説明をめぐらさる。

- (11) Lévi-Strauss, C., 1956, *The Family, In Man, Culture and Society*, edited by Shapiro, H.L., Oxford University Press. (原ひろ子訳「家族」、祖父江孝男訳編『文化人類学リーディングズ』、誠信書房、一九六八年、一四頁。)
- (12) Lang, O., 1946, *Chinese Family and Society*. (小川修訳『中国の家族と社会』I、岩波書房、一九五三年、二〇頁)
- (13) Madan, T.N., 1962, 'The joint family: a terminological clarification', *International Journal of Comparative Sociology*, 3, p.13
- (14) 中根千枝『家族の構造』、東京大学出版会、一九七〇年、三四—三五頁。
- (15) Gupta, Gini Raj, 1978, *The Joint Family*, Das, M.S. and Bards, P.D. (ed.), op.cit. pp. 72—73.
- (16) Wheaton, R. op.cit. p. 619. Madan, T.N., op. cit. pp. 11—12.
- (17) 水野浩一、前掲論文、九五頁。
- (18) Wheaton, R. op. cit. p. 622.
- (19) Potter, J.M. op. cit. p.138.
- (20) 杉山晃一「祖霊祭祀と死者供養——北部タイの一水田農村における事例研究——」、『東北大学日本文化研究所研究報告』一二集、一九七六年、一〇九頁。
- (21) Keyes, C.F. 1975, op. cit. p. 280. 水野浩一「東北タイの村落組織」、三三一—三四頁。
- (22) 北原淳「タイ農村の社会構造をめぐって」、『アジア経済』第二二卷第一〇号、アジア経済研究所、一九八一年、九七頁。

(金城学院大学)